

住宅災害共済事業規約新旧比較対照表（抜粋）

新条文	旧条文
<p>(契約者割戻金)</p> <p>第 48 条 この会は、次条の規定により積み立てた契約者割戻準備金の中から、当該事業年度の剰余に応じて契約者割戻金の割り当てをおこないます。</p> <p>2. 割り当ての対象となる共済契約は、付帯しておこなう生命共済と同じものとします。</p> <p>3. この会は、前 <u>2</u> 項の規定により割り当てられた契約者割戻金を共済契約者に支払います。ただし、契約者割戻金を据え置くことができます。</p> <p>4. この会は、共済契約者から据え置かれた契約者割戻金の支払いの請求があったときは、細則に定める方法により支払います。</p> <p>5. この会は、共済契約の締結にあたり、確定金額の割戻しを約さないものとします。</p>	<p>(契約者割戻金)</p> <p>第 48 条 この会は、次条の規定により積み立てた契約者割戻準備金の中から、当該事業年度の剰余に応じて契約者割戻金の割り当てをおこないます。</p> <p>2. 割り当ての対象となる共済契約は、付帯しておこなう生命共済と同じものとします。</p> <p>3. この会は、前 【挿入】 項の規定により割り当てられた契約者割戻金を共済契約者に支払います。ただし、契約者割戻金を据え置くことができます。</p> <p>4. この会は、共済契約者から据え置かれた契約者割戻金の支払いの請求があったときは、細則に定める方法により支払います。</p> <p>5. この会は、共済契約の締結にあたり、確定金額の割戻しを約さないものとします。</p>
<p style="text-align: center;"><u>付 則</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(2022 年（令和 4 年）2 月 14 日規約一部改正)</u></p> <p><u>(施行期日)</u></p> <p><u>1. この規約は厚生労働大臣の認可を受けた日（2022 年（令和 4 年）3 月 10 日）より施行し、2022 年（令和 4 年）9 月 1 日から適用します。</u></p>	<p>【新設】</p>